

# 農業サポートガイド

各サポートメニューの詳細い内容については、各担当係へお問い合わせください。



## 1 新規就農者等の方への補助制度

市内で農業を新たに始める方は、以下の支援を受けることができます。その他に農地を借りたい場合や新規就農のための相談も受け付けています。

### 1 新規就農者奨励金 **問** 農業委員会事務局農業振興係 (027-898-6733)

新規に就農された方に対して奨励金を交付します。

- ◇交付対象者：市内在住で、55歳未満で新規就農し、就農して5年以内の方
- ◇交付金額：10万円※<sup>1</sup>

### 2 新規就農者支援事業補助金 **問** 農政課地域営農係 (027-898-6708)

新規就農者の方の規模拡大や作業効率の向上を支援するため、農業用機械等購入費の一部を補助します。

- ◇補助対象者：市内在住で過去2年以内に新規就農者奨励金の交付決定を受けた方、または青年等就農計画の認定をされ農業経営開始日から5年以内の方
- ◇補助対象経費：トラクター、トラクター用アタッチメント、野菜等定植機・収穫機・選別機、作業所、格納庫等
- ◇補助金額：補助対象経費の3/10以内（補助上限50万円）

### 3 新規参入者等応援農家奨励金 **問** 農業委員会事務局農業振興係 (027-898-6733)

新規参入者等に農地や農業用施設等を貸し出す農家に対して奨励金を交付します。

- ◇交付対象者：市内在住の農業者で新規就農者等に農地や農業用施設等を貸し出す方
- ◇交付金額：農地5千円/10a、農業用施設等2万円

### 4 新規参入者定着支援事業補助金 **問** 同上

新規就農者が本市に転入し空き農家住宅等を借りる場合、家賃の一部を補助します。

- ◇補助対象者：市内に転入する新規就農者で、就農時に55歳未満かつ5年以上継続して営農を行う方
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2（上限月額2万円）

### 5 農業研修者受入農家等助成金 **問** 同上

就農を目指す方を研修者として受け入れ、農業技術の指導を行う農家に対して助成金を交付します。

- ◇補助対象者：市内在住の18歳から65歳までの研修者を受け入れる認定農業者等
- ◇補助金額：1研修者につき月額3万円

### 6 新規就農者育成総合対策支援事業 **問** 農政課地域営農係 (027-898-6708)

#### ① 経営発展支援事業

経営発展のための機械、施設等の購入費の一部を支援します。

- ◇補助対象者：就農時49歳以下の認定新規就農者※<sup>2</sup>
- ◇補助対象経費：機械、施設、家畜導入、果樹や茶の新植、改植、機械等のリース料等
- ◇補助金額：補助対象額の3/4(上限750万円 ただし、②と併用する場合は上限375万円)

#### ② 経営開始資金

経営開始時の資金を定額助成します。

- ◇交付対象者：就農時49歳以下の認定新規就農者※<sup>3</sup>
- ◇交付金額：12.5万円/月(年間150万円)×最長3年間

※1 夫婦の場合ほどちらか1名が対象です。

※2 認定新規就農者の新規認定は、原則45歳未満の方が対象です。

※3 前年の世帯所得等、他にも要件があります。また就農状況により返還となる場合があります。

## 2 認定農業者の方への補助制度

認定農業者は市が掲げる農業経営の目標に向けて、「農業経営改善計画」を市に提出し、認定を受けた農業者の方です。<sup>※4</sup>計画達成のため頑張る農業者を支援します。

### 1 担い手支援事業補助金 **要望調査** **問** 農政課地域営農係（027-898-6703）

経営規模の拡大や生産性の向上等を目的とする農業用機械等の導入に要する費用の一部を補助します。

- ◇補助対象経費：農業用機械等
- ◇補助金額：補助対象経費の3/10以内（補助上限150万円、集落営農組織320万円）
- 県補助事業の採択となった場合4/10以内（補助上限350万円、集落営農組織520万円）

### 2 野菜生産拡大支援事業補助金 **要望調査** **問** 農政課農産園芸係（027-898-6704）

生産性の向上のための野菜栽培用施設等の導入に要する費用の一部を補助します。

- ◇補助対象経費：鉄骨ハウス、パイプハウス、施設に付随する設備、要件を満たす農業用機械等
- ◇対象品目：県の重点8品目等
- ◇補助金額：補助対象経費の4/10以内（補助上限はメニューにより異なります）
- 県補助事業の採択となることが条件です。

### 3 堆肥活用農機具導入事業補助金 **要望調査** **問** 農政課畜産係（027-898-6705）

堆肥利用を推進し耕畜連携を図るため、家畜排せつ物法に適した堆肥利用に必要な農業用機械の導入に要する費用の一部を補助します。

- ◇補助対象経費：堆肥散布機、ホイールローダー等
- ◇補助金額：補助対象経費の3/10以内（補助上限150万円）

## 3 認定農業者の方へのその他の支援

認定農業者は経営改善のための様々な優遇措置を受けることができます。

### 1 農業制度資金と利子補給 **問** 市内各金融機関または日本政策金融公庫

一定の融資条件を満たした認定農業者等の場合には、農業近代化資金をはじめとした農業制度資金を長期、低利で借り入れることができます。

また、市等の利子補給を受けることができ、他の農業者よりも低金利で融資を受けることができます。

### 2 経営所得安定対策 **問** 前橋市農業再生協議会（027-261-3832）

麦、大豆を生産・販売する方は、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分の交付等の支援を受けることができます。

### 3 農業者経営基盤準備金制度 **問** 関東農政局 群馬県拠点地方参事官室（027-221-2685）

青色申告を行う認定農業者等が経営所得安定対策等の交付金を農業者経営基盤準備金として積み立てた場合、積立金を必要経費に算入できます。

また、積み立てた準備金で農用地、農業用の建物、機械等を取得した場合にも取得税の負担軽減を受けることができます。

※4 市が定める農業所得等の基本構想の実現が可能なことが要件となります。

#### 記号の意味

##### 要望調査

原則として事前に要望調査に回答し、採択されたものに限りします。

#### 4 農業経営基盤強化促進法による農地取得 **問** 農業委員会事務局農業振興係 (027-898-6733)

一定の条件を満たした場合には、農地取得の手続きを支援します。農地を取得した場合の登録免許税の減額や農地を譲渡等した場合の所得税の減額を受けることができます。

#### 5 農業者年金の保険料の補助 **問** 同上

青色申告を行う認定農業者等で一定の要件を満たす場合には、農業者年金の保険料に対して月額最大1万円の補助を受けることができます。

## 4 6次産業化のための支援

**問** 農政課ブランド推進係 (027-898-5841)

### 1 農業起業家制度

市内産の農林水産物の加工に取り組む農業者を農業起業家として募集しています。審査を経て登録された方は、市が主催する販売会や研修会などに参加できます。

◇要件：市内産の農林水産物を原材料とした加工品創出及び製造を行い、直売所や自宅等で販売をしている市内農業者※5

### 2 6次産業化ステップアップ事業補助金

6次産業化の推進に必要となる農林水産物加工施設、加工品販売施設等の整備に要する経費及び商品開発、販路拡大、販売促進等に要する費用の一部を補助します。

◇要件：自ら生産した市内産の農林水産物を活用し、加工品を製造している市内農業者※5

◇補助対象事業

#### ①ハード事業

補助対象経費：農林水産物加工施設、加工品販売施設の整備、農林水産物加工用機械等

#### ②ソフト事業

補助対象経費：加工品の商品開発、加工品販売促進パンフレット作成、自社販売所ホームページ作成等

◇補助金額：補助対象経費により補助内容が異なります。

### 3 赤城の恵ブランド認証制度

「地産地消」の推進と「食の安全・安心」の確保、市内産農林水産物の消費拡大などの取り組みによって生み出された市内産の優れた産品を市が認証する制度です。

◇対象：市内で生産、育成された農林水産物か、原材料に市内産の農林水産物を使用し、原則として本市で加工された加工品で、市内で流通、販売され、本市のイメージアップやPRにつながる個性・特長のある産品※6

◇募集：毎年2回実施しています。認証の申請には条件があります。

◇認証を受けるメリット

①市などが主催する各種イベント等で試食配布や即売ができます。

②認証を受けた産品の販路拡大を目的とした展示会への参加費やチラシの作成費等の一部を補助します。

※5 対象となる農業者は一定の経営耕地面積または直近の農林水産物販売額等の要件を満たすことが条件となります。

※6 申請には条件があります。市の広報やホームページでお知らせします。

## 5 その他の支援

### 1 多面的機能支払交付金 問 農村整備課農村保全係 (027-898-6713)

農業農村地域で農地や水路等の地域資源の保全管理を行う組織に対して交付金を交付します。

- ◇交付対象事業：農地・農業用水路・ため池等の見廻りや草刈り、水路・ため池等の劣化状況の調査、農業用水路の補修など
- ◇交付単価：農振農用地で10aあたりに交付され、事業内容等により異なります。

### 2 大区画ほ場整備事業補助金 問 農村整備課農村保全係 (027-898-6713)

農業の生産性を向上させ、農業経営の効率化を促すため、ほ場の区画を大規模化する費用の一部を補助します。※7

- ◇補助対象経費：整地や畦畔除去、取水口新設、水尻口新設、機械賃借料、施工委託料、測量委託料
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限50万円、農事組合法人の農地所有適格法人は25万円）

### 3 施設園芸省エネ促進事業補助金 問 農政課農産園芸係 (027-898-6704)

燃油価格高騰等の影響を受けにくい省エネ型施設園芸への転換を図るため、省エネ機器等の導入や更新に要する費用の一部を補助します。

- ◇補助対象経費：①ヒートポンプ等の省エネ機器 ②保温性の高い内張被覆資材等
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限 ①200万円 ②100万円）

### 4 GAP取得推進事業補助金 問 農政課農産園芸係 (027-898-6704)

農産物の安全性及び品質の向上、環境の保全等を推進するJGAP、ASIAGAP及びGLOBALGAPの認証取得または更新費用を補助します。

- ◇補助対象経費：GAP認証取得または更新に係る経費
- ◇補助金額：GAP認証取得費または更新費の1/3以内（補助上限10万円）

### 5 家畜導入等のための補助金 問 農政課畜産係 (027-898-6705)

畜産農家の経営発展のため優良な後継牛の生産支援や乳用育成牛の育成費、家畜導入に係る経費の一部を補助します。

- ◇補助対象経費：繁殖和牛への受精卵移植・精液購入費・ゲノミック評価検査費、市外牧場への預託費、乳用雌牛導入費、種豚導入費、肉用牛肥育素牛導入費
- ◇補助金額：補助対象経費により補助内容が異なります。

### 6 農作業従事者育成支援事業補助金 問 農政課地域営農係 (027-898-6703)

大規模な営農を行う集落営農法人に対して、作業従事者（オペレーター）育成確保のため、大型特殊免許の免許取得費の一部を補助します。

- ◇補助対象経費：免許取得費
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2（補助上限4.6万円、ただし農耕けん引車限定の場合3.4万円、農耕車限定の場合2.2万円）

### 7 がんばる高齢農家営農継続支援事業補助金 問 同上

70歳以上の農業者へ営農継続を支援するため、販売品目に使用する農業用機械等の購入費の一部を補助します。※8

- ◇補助対象経費：管理機、草刈機、防除機、アシストスーツの購入費
- ◇補助金額：補助対象経費の1/2以内（補助上限8万円）

### 8 耕作放棄地再生利用事業補助金 問 同上

耕作放棄地の解消を図るため、耕作放棄地を再生し、農作物を生産するために必要な立木等の伐採や伐根、整地作業等に係る経費の一部を補助します。※9

- ◇補助対象者：対象農地の権利設定等を行い、再生作業を行う農業者等

※7 認定農業者、農地所有適格法人等で市内で2ha以上の耕作を行っている方が、一区画の農地面積を35a以上にする場合が対象です。

※8 その他、各種要件がありますのでご確認ください。

※9 交付には各種要件があるため、作業前・貸借権等設定前にご相談ください。